

明代の「登科録」について

鶴成久章

(国際共生教育講座)

(平成十六年九月十日受理)

はじめに

明代の科挙制度に関する出版された官撰の書物は、「三大全」等のほかあまり多くはないが、最も重要な出版物としていわゆる「登科録」がある。この明代の「登科録」には「鄉試録」、「会試録」、「進士登科録」の三種があり、科挙の制度自体と同様にその直接の由来は唐宋元の遺制の「登科録」について考究する事とする。

明代の人である葉盛(字は与中、正統十年進士)が、「國朝の鄉試小録、會試録、進士登科録は、成式を具有す。」(『水東日記』卷六「試録」と言うように、明代の「登科録」は科挙の制度の確立と軌を一にして明代の割合早い時期にその程式が確立されている。

本稿においては、明代の「鄉試録」、「会試録」、「進士登科録」について、その内容と体裁とを概観しつつ、出版物の観点から明代科挙制度について考察を行いたいと思う。

朱国楨撰『湧幢小品』によると、礼部には明初の「会試録」は洪武四年のものだけが伝存し、十八年から三十年に至る科のものはみな欠けていた。そして、その原因是、この期間に進士になった者の中には建文帝

試験の順序から言えば「鄉試録」から始めるべきところであるが、「鄉試録」と「会試録」の体裁は基本的に同じであるので、まずは「会試録」について見てゆき、その後で、「会試録」と異なる点を中心にして「鄉試録」について論ずることとする。

さて、明代の「試録」は、洪武四年の「会試録」が現存することから、少なくとも「会試録」についてはこの科から出版が始まったことがわかる。但し、「試録」としての体裁が整うまでは少々の期間を要したようで、陳鼐撰『百可漫志』に拠ると、「試録」の定式は洪武二十四年に定まつたと言^{注1}う。恐らく、これは後述のように、「程文」を「試録」に初めて印刷したのが洪武二十一年であるから、その次の科を以て「試録」の程式が確定したとみなしたものであろう。

(2)

に殉じた者が多いため、「会試録」を全く毀損したためであるという。^{注③}実際、洪武朝の「会試録」で伝世のものは『洪武四年会試紀録』のみと思われる。したがって、洪武二十一年に確立したとされる「会試録」の体裁は、原本によって確かめることはできない。しかし、現存する「会試録」^{注④}で洪武四年について古いものとして、『建文二年会試録』『永樂十三年会試録』等があり、これらによって洪武二十一年に割合近い時期の「会試録」の体裁を見ることができる。それは、基本的に『皇明貢舉考』に記される「会試録」の体裁と同じであり、すなわち、「会試録序」、「考試官執事官」、「三場題目」、「中式舉人」、「舉人程文」、「後序」という内容になっている。

以下にそのそれぞれの内容について具体的に見て行くこととする。

(一) 会試録序（并論後序）

「会試録」の冒頭には「会試録序」がある。洪武四年は「会試紀録題辭」と称しており、その他「会試小錄序」と称している場合もあるが、^{注⑤}いずれも例外的事例である。

清の趙翼は、「明史」「陶凱伝」を根拠に、「試録」に序文を記することは、洪武四年会試の主考官陶凱以来定例となつたと言う。^{注⑥}しかしながら、王世貞は、洪武三年と四年の京畿鄉試、そして洪武四年会試の「試録」の序文は宋濂（字は景濂）の手に係るもので、同考試官であった宋濂がその任に当たつたのは、彼が文学の才能を評価されていたからであると指摘しており、実際、「洪武四年会試紀録」を見ると、宋濂の署名入りの序文が収められている。なお、この年の「会試録」は「前序」一篇のみで、「後序」はない。一方、『建文二年会試録』の場合は、「董倫叙」「高遜叙」ともに冒頭に掲げられている。『水東日記』等の記述によると、洪武年間

から永樂年間にかけての頃は、「試録」の序文の篇数には規定が無かつたという。^{注⑦}そののち、「試録」の前後に各一篇の序を載せることとなり、「前序」は正主考官が撰し、「後序」は副主考官が撰するのが通例となる。^{注⑧}ただし、予期せぬ緊急の事態やその他の理由により同考官等の官員が代作することも少なくなかったようである。^{注⑨}

なお、談遷撰『棗林雜俎』によると、「会試録」及び南北兩京の「鄉試録」の序文においては皇帝のお膝元ということから考試官等の名前を記す際に「臣某」と記すことになっていたが、その他の省の「鄉試録」の序文はそうではなかつた。万曆の始めには、皇帝がこの問題を取り上げ関係者を処罰しようとした。張居正の釈明により何とか事なきを得たものの、その後は各省の「鄉試録」においても「臣」と称するようになつたといふ。^{注⑩}

(二) 考試官執事官

「考試官執事官」は、『洪武四年会試紀録』では、「洪武四年会試」と大書したあと、「知貢舉官」、「主文官」、「考試官」、「掌卷官」、「監試官」、「提調兼印卷官」、「同印卷官」、「同提調官」、「受卷官」、「弥封官」、「贍錄官」、「對讀官」、「監門官」、「搜檢官」、「巡綽官」、「供給官」、「掌行科舉文字」の順に記されている。一方、『建文二年会試録』の場合はすぐに官名から始まり、「知貢舉官」、「同知貢舉官」、「考試官」、「同考試官」、「監試官」、「提調官」、「印卷官」、「收掌試卷官」、「受卷官」、「弥封官」、「贍錄官」、「對讀官」、「巡綽官」、「搜檢官」、「監門官」、「供給官」、「掌行科舉文字」の順である。

洪武四年の場合は前年の「設科詔」を踏まえ、また十七年制定の「科舉成式」以降の科はこれを踏まえているからか、その間で記述の仕方に

若干の変化が生じていて。ともあれ、いつ頃定まつたのか正確なことは未詳ながら、その後定着した「会試録」の「考試官執事官」の記し方は、「某年会試」と書した後、「知貢舉官」、「考試官」、「同考試官」、「監試官」、「提調官」、「印卷官」、「收掌試卷官」、「受卷官」、「弥封官」、「贍錄官」、「対読官」、「巡綽監門官」、「供給官」の順序になつていて。

ところで、『建文二年会試録』まではあつた「搜檢官」と「掌行科舉文字」^{注13}が後世の「会試録」からは消えている。「掌行科舉文字」については、成化十三年に「試錄」への掲載が禁じられていることを知るのみで、その事情はよくわからぬ。なお、『皇明貢舉考』卷一「会試執事官」によると、『宣德五年会試録』には既に「掌行科舉文字」の職は記されていな

いという。

他方、「搜檢官」についても、いつ頃「会試録」からその名称が消えてしまつたのかは未詳であるが、『永樂十三年会試録』には既にその名称が登科録の無いのでそれ以前のことであることは確かである。なお、この「搜檢官」の名称が「会試録」から削除された事情については興味深い資料が幾つかある。例えば、沈德符撰『万曆野獲編』によると、会試に参加する者は既に「鹿鳴」を歌つて来た者、すなわち鄉試に合格してその祝宴である鹿鳴宴に参加した者であるから、そういう人々をあたかも盜賊の如くに扱つて身体検査を行うのは礼に反する。それ故、会試には搜檢官を設けなかつた。しかしながら、舉人達による書籍や紙片の持ち込みといった不正行為は後を絶たず、実際には搜檢を行うことがしばしばであった。とりわけ、嘉靖年間以降は不正の横行が目に余り、ついには皇帝の命により御史二人を当てて専門に搜檢を司らせることとなつた。しかしながら、祖制を守つて「会試録」には「搜檢官」の名称は敢えて載録しなかつた、とされる。

『野獲編』には会試に「搜檢官」を置かないのが太祖の時代からの遺制であるかのように言うが、そもそも既述のように、『洪武四年会試紀錄』、『建文二年会試録』に「搜檢官」の名が見られるのであり、この指摘には疑義が生じる。他方、『湧幢小品』にはこれとはまた別の説があり、「彼已に鹿鳴を歌いて云々」というのが、礼部尚書吳山（字は曰靜、号は筠泉、嘉靖十四年進士）の言つたこととされている、ただ、もし吳山の言葉だとすると、この逸話は、明初の時期に「会試録」から「搜檢官」の名が消えたことの説明にはなり得ない。^{注14}

さて、「考試官執事官」の個々の姓名と官職を具体的に記す方法にもやはり程式があり、それは『皇明貢舉考』によると次の如くである。

上に官と名前を書いて、下には二行で字と出身地と身分を書く。举人の身分出身者の場合、『永樂十三年会試録』のみが「鄉貢進士」と称する以外は、各科とも「貢士」と称している。今、考試（官）等の官は、みな職名を列挙している。しかし、（後の方の「程文」を印刷している箇所において）考試官が「程文」に「批語」を書き込む際には称する内容が同じでない。いま「學士趙甲」を例にして区別すれば、永樂十三年の会試では「趙學士批云々」と称しており、正統元年会試以降は、「學士趙批云々」と称している。ただし、隆慶五年の浙江鄉試では「學士趙甲批云々」と称している。^{注15}

永樂十三年及びその他の年の「試錄」については、ここに言う通りであるが、「隆慶五年浙江鄉試」というのは、隆慶四年の誤りであろうか。いずれにせよ、未見である。

(II) 三場題目

「三場題目」と言うのは、鄉試と会試の第一場から第三場に至る全場

(4) の問題を記した部分である。『洪武四年会試紀錄』には、「第一場」に『易』

『書』『詩』『春秋』『礼記』の「經義」各一道と「四書疑」一道、「第二

場」に「論」「詔」「誥」「表」各一道、「第三場」に「策」一道といった

順序で「題目」が並べられているが、これは洪武三年の「設科詔」の出題規定に基づくものである。その後、十七年の「科舉成式」で出題に変更がなされたことから、それ以降の「試錄」では、「第一場」に「四書義」三道と『易』『書』『詩』『春秋』『礼記』の「經義」各四道、「第二場」に「論」「詔」「誥」「表」各一道と「判語」五条、「第三場」に「策」五道の順序で記録されるようになる。『建文二年会試錄』は実際にこのかたちになっている。

『皇明貢舉考』に言うように、これらの「題目」は「試錄」中に前後二度記されるが、始めの方には「題目」のみを列挙する。そして、「中式久成鶴」の一覧を記したあと、「程文」を掲げる箇所で各自の「程文」の前に再度記される。その際、「第三場」の五題の「策問」だけは、出題の文章がかなり長文であることから、改めて「題目」の本文を記すことはせず、ただ「第一問」「第二問」「第三問」「第四問」「第五問」とのみ記している。^{注6}

なお、顧炎武は、「試錄」の「三場題目」の書式は、最初の行の頂格に「第一場」と記して、次の行に一字分下げる「四書」と記し、次の行にはさらに一字分下げる「題目」(すなわち、経書の言葉)を記す。次の「程文」はさらに字格を下げる事はできないので、また持ち上げて頂格から記す。このような事情で「題目」が二字分下げる事は(次の)「五經」と(あとの)二場、そして三場もみな同様である、と指摘した

上で、学生の試卷までこれに倣って「聖經」の格を下げ、自作の文章を頂格から記すのは道理が通らないと非難している。実際、「試錄」を見て

みるとその通りの書式になっている。

(四) 中式舉人

「中式舉人」の「中式」とは鄉試や会試に合格することを言う。また、「舉人」とはその受験生のことを言い、狹義の鄉試合格者の意味ではない。したがって、「會試錄」「鄉試錄」とともに「中式舉人」と記す。

その体裁は、「中式舉人幾名」と合格者数を大書の後、各自の合格者の氏名が合格順位に従って記される。『皇明貢舉考』の説明ではその記し方を、「第幾名、某人、某處人、某經」とだけ説明するが、これは『洪武四年会試紀錄』の場合はその通り当てはまるが、『建文二年会試錄』では、「第幾名、某人、某處人」の後に、さらに「県學生」「州學生」「府學生」「監生」等の学歴が書かれ、その後で専門の経書名が「某經」と記されている。ただ、その後の体例では、やや記述が簡略になり、「第幾名、某」というように序列と姓名を記した後は、某府・州・県の「学生」、あるいは「増広生」、「附学生」等と記し、その後に本經を記す。但し、「監生」の場合には、「某處人、監生」、「儒士」の場合も「某處人、儒士」と記し、その後に本經を記す。なお、「會試錄」の場合は所属した儒学について省名から記述されるが、「鄉試錄」の場合は当然府・州・県の名しか記さない。なお、この「中式舉人」については、『永樂十三年会試錄』が少々独特の形式になっており、「計中式舉人三百五十名」のあとに上下二段に分けて合格者の名前等を記している。その記し方も、最初に姓名を書き、その下に双行小字で「第幾名、某處人」と記し、つづいて学歴と本經が記されている。

(五) 挙人程文

「会試錄」に「程文」を載せるようになったのは、『皇明貢舉考』が丘濬（字は仲深、景泰五年進士）^{注38}の言葉に基づいて洪武二十一年とするほか、多くの文献が同様のことを記しており、これは、定論と考へてよからう。では「程文」とは一体何であろうか。丘濬は次のように説明している。

「小錄」に刻する文章を「程文」という。特別に載録して受験生の手本とするのである。（皇帝に）献上するためのものではない。文章の中に手本とすべきものがあれば刻し、無ければしない。多い場合もあるし少ない場合もあって、必ずしもみな同じではない。（試験官が）受験生に代わって作成することは許されない。もしも欠けたところや冗長なところがあれば、少しばかり筆削を加えるのはよい。^{注39}

つまり、もともと「程文」は皇帝に見せるためではなく、合格者の中の「登科錄」について優秀な答案を印刷して示して模範を示すのが目的で、載録する答案の題目と篇数にも、それ程厳格な決まりはなかった。ただ、本来、合格者の中の優秀な答案を選んで「試錄」に印刷するはずのものが、その後次第に考官の筆が加わるようになり、「程文」は合格した受験生の答案そのものではなくなって行く。それどころか、考官の代作がそのまま使われることすら行なわれるようになり、やがてはそれが常態化するに至るのである。

正統、景泰以前は刻した「程文」はみな受験生の親筆で、試官は少しだけ潤色を加えるに過ぎなかった。近頃は考官の代作が多く、甚だしきに至っては、挙子の文章が一言も載録されていないが、（これは）

（5） という丘濬の言葉から、天順年間頃には早くもそのような状況が現出し科録

ていたことがうかがえる。また、薛応旂撰『憲章錄』によると、成化十年には既に「試錄」の「程文」を主考が代作することを禁止する上奏までなされて、容れられているから、この頃には「程文」を考官が代作する風潮が蔓延していたと思われる。

ところで、「北京図書館古籍珍本叢刊（一一六）」には『成化十一年会試錄』が収められている。北京図書館に数ある「登科錄」の中から敢えてこれを選んで影印したのは、明代において「八股文」の確立に重大な役割を担ったとされる王鑒が会元で合格した科の「試錄」であるからにほかならないであろう。だが、その王鑒の名によって載録されている「四書義」の「程文」は、明人の「八股文」の撰集に収められた王鑒の作品とは明らかに別文であり、「試錄」に収められた作品は何と考官丘濬の手に係るもののようである。

ともかくも、このような考官による代作は「試錄」に「程文」を印刷する本来の意図から外れるものであるから、成化年間以降も度々禁止や是正の上奏が行われ、実際に命も下るが結局改まることはなかつた。明末の人管志道（字は登之、隆慶五年進士）は「取士」の流弊に大略三あるとして、その第一に「試錄」に受験生の文章を偽ることを指摘して、今では「試錄」に印刷している文章と（受験生の）硃巻・墨巻は全く合致しない。みな考試官が撰したものなのである、と言つてはいる。かくて、明末では「程文」とは専ら考試官の模範答案を意味するものとなり、受験生の作成した文章はそれとは区別して「墨巻」と呼ばれるようになつたのである。^{注40}

そもそも、このような事態に至った最大の理由は、「程文」として載録した文章が拙劣であつたり、文字に誤りが含まれていたり、甚だしい場合には御名を犯したりといった不備がもとで考試官が彈劾され处罚され

(6) る事件が現出するようになると、それを回避すべく、試験官が自ら周到な文章を用意して、受験生の答案に代えてそれを掲載するようになったためである。とはいものの、考官が代作することで万事うまく収まるわけでもなく、

試験官が(作成し)「試録」に載録して「程文」として示したものも、

やはり多くは大雑把で浅薄な振るわない(文章で)、(既成の文章觀に)拘泥して離れられず、士人の心を満足させることはない。ひとたび「試録」が出されるや議論が紛糾した。^{注20}

というのが実情のようであった。『水東日記』に、

文衡の任務というは何とも困難なものである。言語や文章というものは士の習いを変えたり士の心を服させたりするには不十分なものであるのに、それでもやはりとりとめもなくこれを為すばかりである。

……かつて場屋の文章をながめてみたが、瑕疵の無いものは極めて少ない。やはり合格発表が差し迫って、改訂が間に合わないのであるうか。^{注21}

とやや同情気味に述べているが、限られた時間で業務をこなす考官の任務はそれなくとも困難が伴つたに違いない。

鶴成久 章

の順である。因みに、試官の名前と官職の記し方については、「考試官執事官」の項で既に触れている。

「程文」に考官の手が加わっている以上、それに附せられた考官の「批語」は、いかにもとつてつけたようなものとならざるを得ない。ましてや「程文」が完全に考官の手に係る場合に至つては、文字通り自画自賛の陳腐な批評にならざるを得ないであろう。「程文」とそれに附せられた「批語」は思想史、文学史の研究に関心を抱くものにとっては極めて興味深い資料ではあるが、その内容を体系的に理解するのは実は容易ではない。「試録」という資料の性質をどう捉えるかという根本的な問題を考慮した上でなければ有効な分析は困難である。^{注22}

(六) 印刷・進呈

「後序」については、「会試録序」のところで述べたので繰り返さない。つまり、おおよそ以上が「会試録」の具体的な内容である。

会試が終了したら、貢院内において「会試録」を印刷することになるが、張位等撰『詞林典故』によると、進呈する「試録」には、前もって儒士に命じて考官の名前を入れさせておき、さらに(同考官が)「程文」を一字一字修飾し処置し終わつたら、二主考がさらに一字一字目を通して記録されているが、「批語」を記す順序は、同考官若干名、副主考一名、正主考一名の順である。「批語」を記す同考官の人数については、「程文」の作者に比擬された舉人がどの経書を本經としているかによって担当の同考官の人数が異なる。それに加えて、各経房の同考官の人数自体も時代によって変動があるためばらつきが大きい。先に触れた王鑒を例にとれば、彼の本經は『詩經』であり、この年の詩經房の同考官の人員は三名であったから、「批語」は同考官三名のあとに副主考一名、正主考一名

部尚書らが進呈の任に当たるという。

進呈用以外の「会試録」が何部印刷されて、それらがどの部署にどういう風に渡るのかはよくわからない。ただ、『詞林典故』に「武鄉試録」及び「順天鄉試録」に関して、掲曉の日に、二人の主考がまず場中にお

いて内閣大学士（に献上用）の「試録」に封をしておき、（貢院の）開門と同時に人をやって一人に一冊ずつ私宅に送り、朝見の後、内閣に入つて揖礼を行つて、各位に一冊ずつ直接わたしてゆき、以後続送する云々とあるから^{注⑩}、「会試録」の場合もそれに近かつたのかも知れない。また、葉夢珠撰『閱世編』によると、皇帝に進呈の後、「試録」は合格者の家に下賜されたという。^{注⑪}

ところで、「会試録」印刷の経費についても、色々と具体的な金額を伝える資料があり、それらを総合的に分析すれば、刻字工の賃金や「試録」の印刷費用の総額のほか、同時期における一般的な出版の費用との関係など様々な事実が明らかになるのかも知れないが、論者にはよくわからぬ部分が多い。^{注⑫}

二、「郷試録」

明代の「登科録」について

「郷試録」は「小録」と称されることも多い。^{注⑬}丘濬の言うところによると、「郷試録」が最初に作成されたのは洪武十七年、十八年の郷試であるといふ。^{注⑭}現存する初期の「郷試録」は、『建文元年京闈小録』、『永樂十二年福建郷試録』、『永樂十八年浙江郷闈小録』等で、洪武朝のものは伝存しないようである。なお、先述の通り、「郷試録」の体裁は、基本的に「会試録」と同じであるので、その顕著な相違点を中心に述べてみたい。

まず、「考試官執事官」のうち、「会試録」においては「巡綽監門官」になっていたのが、「郷試録」では「巡綽官」になつており、さらに「会試録」では除かれていた「搜檢官」が「郷試録」の場合は、一貫してしつかりと刻されている点が一つ。

次に、「考試官執事官」の序列の幾つかに相違が見られる。一般的な各省「郷試録」の場合は、「考試官執事官」の序列は「監臨官」、「提調官」、「監試官」、「考試官」、「同考試官」、「印卷官」、「收掌試卷官」、「受卷官」、「弥封官」、「贍錄官」、「対読官」、「巡綽官」、「搜檢官」、「供給官」の順で記される。「監臨官」は会試の「知貢舉官」に相当し、監察御史が任せられる。また、「提調官」は布政使官、「監試官」は按察司官、「考試官」には儒学教官が任せられる。なお、両京の郷試の場合は、「監臨官」は無く、「提調官」、「考試官」、「同考試官」、「監試官」の順となる。「提調官」には府尹、「考試官」には右春坊・大夫・翰林官、「監試官」には監察御史が任せられる。要するに、「会試録」と「郷試録」とで執事官の序列に変動が生じるのは、充てられる官員の身分の相違に起因すると言える。なお、この問題は各「試録」の作成の問題にも大きく関わってくる。管志道は次のように言う。

会試は翰林官や科部の官が同考試官に充てられるので、しっかりと答案審査をした上で、それに加えて文章を撰する仕事を分担しても、事を誤るには至らない。両京の「試録」に至つては、同考試官が文章を撰することが出来るようなものではなく、どちらも主考二人の手に係るものである。彼らの精神の大半は前後の「叙」や「程文」を撰することに奪われてしまう。どうしてその上答案を選別する仕事に専念できようか。十三省の試録（の「程文」）などは、受験生の手に出ないどころか、考試官の手にでるものではない。みな監場の御史が官署に代作をゆだねるのである。^{注⑮}

会試、両京郷試、各省郷試の順で、考官に任命される官員の序列が下がり、それに伴つて文章能力も下ると、いうことを指摘しているのである。会試については同考官さえも翰林官や科部の官が充てられるので問題な

(8) いものの、両京の郷試においては同考官が儒学教官であるため、正主考それに副主考に過度の負担がかかることになる。それでも、主考の手で何とか出来ないことはないが、両京以外の各省の郷試に至っては、主考も各地方儒学の教官が充てられることが多いため、「試録」の文章は、監場の御史がしかるべきところに代作を求めた。因みに、その多くは提学官に作成してもらつたとされる。^{注⑩}

さらに、『翰林記』には次のように言つてゐる。

およそ「郷試録」は、旧来からの制度では歴代の皇帝に進呈する際に、翰林院の儒臣に命じて良し悪しを論じて誤りを正させた。後にはその制度が次第に弛んだ。成化十四年には天下の「郷試録」に錯誤が多く、国譁を犯すものもあつた。少詹事兼侍郎の黎淳が十条の摘奏をし、それが礼部に下され翰林院で考官と提調官の罪を取り調べて裁き、かつ定まった形式を申べこれを例行して今に至つている。^{注⑪} このように、「郷試録」の内容が進呈の前に念入りに確認されるべきであると考えられた背景として、「試録」の作成に際して必ずしも文才に恵まれた人材が保証されていたわけではなかつたという事情があるであろう。このような状況であるから、「試録」の文章をめぐる彈劾問題は、「郷試録」に関わる事例が非常に多い。もつとも、その要因として、出版される件数が「会試録」の十五倍ということがあるのも事実だが、それに加えてやはりその作成に関わる陣容の問題も大きかつたに違いない。田藝蘅撰『留青日札』に言う。

文章が災いを招くのは古人の詩詞だけがそうなのではない。……世宗の世になると、「程文」によつて罪を得る者がいた。山東の「試録」は「無為而治者、其舜也与」の文の結股に「作聰明、亂旧章」等の語があるのに対して、皇帝は激怒し、誹謗を行つものであると見なした。

(考官は) 御史に捉えられ、結局杖刑によつて死んだ。その後にも、試官が免職処分を受ける事例や受験生が受験停止処分を受ける事例があつて、かくて監臨官は諱を犯すことを恐れては、必ず好ましい出題を選び、過剰に(皇帝に)迎合しようとし、甚だしきに至つては、断章主義が過ぎて文章の筋が通らなかつた。「試録」を進呈する時に

なると、必ず千金を使って要路を買収した。浙江郷試では近頃「大本堂」を「表」の問題とした。「試録」が既に進呈されるや、この題目

は懿文太子の時の事であり、恐らく忌避を犯しているであろうと言う者がいた。御史は死ぬほど恐懼して、数千金の手厚い賄賂を閣下に送つて(事態は)収まつた。また、ある科で「優恤軍属」の「判語」を出題したところ、誤つて「軍士」にしてしまつた。「試録」は既に発送されてゐたので、人をやつて馬を飛ばして追いかけさせ道半ばで追いついて換えさせたが、(これも)また千金を費やした。さらに「幅員」を「幅轍」にしてしまつた者もいたが、本当に無知無学の徒である。^{注⑫}

先に示した『翰林記』にも言うように、「試録」の文字・文章の問題は成化年間には既に大きな問題になつてゐたとはいゝ、「試録」をめぐる弾劾は嘉靖年間が特にひどく、それは嘉靖帝の性格によるところも大きい。^{注⑬} 中でも先の資料に指摘する嘉靖二十一年の山東郷試において葉經が処罰された事例は諸書が記録する最も知られた事件である。葉權撰『賢博編』によると、山東の巡按御史であつた葉經がこの年の郷試を主宰し、第一場の冒頭に『論語』衛靈公篇の「無為而治者、其舜也与」の一節を出題し、その「程文」の大結において、「繼体之君、亶聰明以作元后、任法術而亂旧章」等の語を使用したのに対し、布政使や試官が数句を削るよう求めたが、経は聞き入れず、「試録」が進呈された後、嘉靖帝の怒りを

買い、北京に送られて杖刑にあい、それがもとで死亡^(注①)したとされる。

これは、「程文」の中の「聰」という字を嘉靖帝の諱（厚熜）にこじつけた指弾のように思われるが、『万曆野獲編』が指摘するように、当時の題において嘉靖帝の諱「厚」を犯す事例は多発しているにも関わらず、みな不問になっている^(注②)。それからすると、葉経の場合は少々当を失する感じもする。それどころか、例えば王世貞撰『弇山堂別集』の記録が伝えるところによると、嘉靖帝は『山東鄉試錄』を見て、第三場の策題の

第五問の辺境を守って外敵を防御云々といった問に対し、この策題中には誹謗の語が含まれているという手批^(注③)を書き込んだので、礼部が調べて皇帝に罪を具申したことになっている^(注④)。なお、当時の礼部尚書は嚴嵩（字は惟中、弘治十八年進士）であった。『明史』によると、実は葉経はこの鄉試に先立つ嘉靖二十年に嚴嵩の收賄事件を彈劾したことから、嵩の恨みを買っており、「試錄」をめぐる弾劾はその報復であったというのである^(注⑤)。なお、『明史』「文苑三」の呂高の伝によると、当時「鄉試錄」の文章は提学の手になることが多かったのに、葉経は文章を提学副使の呂高ではなく唐順之（字は応徳、嘉靖八年進士）に乞うたので、呂高はそのことを恨んで北京にいる友人に書簡を送つて経の過ちを言い立て、それが嚴嵩に利用されたとも言う^(注⑥)。『明通鑑』卷五十八「紀五十八・世宗」（嘉靖二十二年九月丙午）に「……嚴嵩が他事にかこつけて皇帝を怒らせ、己に異を唱える者を殺したのは、葉経に始まる。」と言うが、葉経のようく殺されないまでも、この時代、嚴嵩が「試錄」の文字を中傷した事例は他にもあり、嘉靖帝と嚴嵩の存在は、当時の考官達にとっては大変な脅威であったに違いない。

ところで、話題は変わるが、弘治十七年山東鄉試の「試錄」は、全て主考であつた王守仁の手筆に係るものであるという伝承がある^(注⑦)。この説

を踏まえて『王文成公全書』卷二十二には「山東鄉試錄序」があり、また卷三十一下には『山東鄉試錄』の「程文」全文と「後序」が載録されている。しかしながら、いかに状元を父に持ち、会試の経魁となつたとはいえ、当時はまだ文名もさほど上がっていない王守仁が「試錄」の全部を任せられたとするのには疑問も残る。近年出された『王陽明全集』が下している判断^(注⑧)が妥当であると考える。

三、「進士登科錄」

陸容撰『菽園雜記』に、洪武四年の「進士登科錄」を取り上げて次のように言つていて。

近頃『洪武四年御試錄』を見た。（その内容は）、「總提調官」は中書省官が二人。「讀卷官」は、祭酒、博士、給事中、修撰から各一人。「監試官」は、御史が二人。「掌卷官」、「受卷官」、「弥封官」は、各々主事が一人。「對読官」は、司丞、編修の二人。「搜檢懷挾官」、「監門官」、「巡綽官」は、所鎮撫が各々一人。礼部の「提調官」は、尚書一人である。その次には「御試策題」がある。その次が「恩榮次第」であり、（こう言う）「洪武四年二月十九日、廷試。二十日、午門外にて唱名、黃榜を広げて掲げ、奉天殿にて欽しんで宣論を拝聴する。同日、奉天門において職名を授かる。（進士は）恩を謝す。二十二日、中書省にて宴を賜わる。二十三日、国子学にて先聖に謁し、祝菜の礼を行ふ。」と。

（ついで）第一甲三名、進士及第を賜う、第一名は員外郎を授け、第二名、第三名は主事を授く。第二甲一十七名、進士出身を賜う、みな主事を授く。第三甲一百名、同進士出身を賜う、みな県丞を授く（といふ記述が続く）。姓名の下の「籍狀」は今の書式と同じである。国初

の制度は大略このようなものであった。……

「会試錄」同様に「進士登科錄」も明初のもので伝世のものは少ない。

ただ、「洪武四年進士登科錄」は現在天一閣に洪武刻本が蔵されているほか、「藝海珠塵」に清の吳省蘭の輯本が採録されている。原刊本と異同がある可能性は否定できないが、いまそれによって内容を見てみると、冒頭に「皇帝制」があり、続いて『菽園雜記』に言うとおりの記述が続く。多少、異なる箇所を指摘すれば、「掌卷官」、「受卷官」、「弥封官」は、各々主事が一人ではなく、それぞれ員外郎、主事、監丞が一人である。「搜檢僕挾官」は「搜檢官」になっている。「恩榮次第」では、「廷試」が「殿試」に、「國子學謁先聖」が「詣先師孔子廟」となっている。また、第一甲第一名には「員外郎」を授け、第二名、第三名は「主事」を授けるとあるのが、「登科錄」では第一名に「承直郎」を授け、第二名と第三名には「承事郎」を授けるとある。同様に第二甲には「主事」ではなく「承事郎」を、第三甲には「縣丞」ではなく「將仕郎」を授けるとある。

おおよそ以上が、明代最初の「進士登科錄」の内容である。その後に程式化された「進士登科錄」の体裁は、「玉音」、「恩榮次第」、「進士家狀」、「制策」、「進士對策」の順序で記されている。以下、これに従ってやや詳しく見てゆく。

(一) 「玉音」

「玉音」とは天子の言葉の意であるが、「進士登科錄」におけるその内容は、「菽園雜記」に次のように説明されている。

今の「進士登科錄」は、卷頭に礼部官による殿試の期日の奏請、あわせて読卷官及び執事官の人数、進士合格者の出身等第の奏請、そして「聖旨俞允」を載録している。これを「玉音」という。続いて「諱

章久成鶴

また、『皇明貢舉考』に言うように、執事官の記し方は、上に官職と姓名を書いて、下には双行で「出身」を書く。^{注⑤}『洪武四年進士登科錄』は最初の科の「登科錄」であるから、当然執事官の某年進士等の「出身」については記されていない。また、『建文二年進士登科錄』では、まず字や出身地を記した後に「出身」を記すが、『永樂十年進士登科錄』以降は「出身」のみを記すようになっている。

(二) 「恩榮次第」

「恩榮次第」とは、殿試の日程の記録である。既に『菽園雜記』によって洪武四年の例を見たが、『洪武四年進士登科錄』の記述を擡頭の箇所もそのままにして記せば、次の如くである。

恩榮次第（※大書）

洪武四年

卷官」、「提調官」、「監試官」、「受卷官」、「弥封官」、「掌卷官」、「巡綽官」、「印卷官」、「供給官」といった各官の職名が記録されている。^{注⑥}

洪武四年の場合は上述の通りだが、『建文二年進士登科錄』では、「玉音」の文字は無いが、「玉音」にあたる記述の後、執事官については、「讀卷官」十名、「受卷官」二名、「弥封官」二名、「收掌試卷官」二名、「監試官」二名、「巡綽官」二名、「知貢舉官」一名、「同知貢舉官」一名、「印卷官」一名、「提調供給官」二名である。『永樂十年進士登科錄』では、

「玉音」の後、「讀卷官」八名、「監試官」二名、「受卷官」四名、「弥封官」四名、「掌卷官」三名、「巡綽官」四名、「提調官」一名、「印卷官」二名、「供給官」三名である。その後、各執事官の人数には変動があるが、その構成と序列は『菽園雜記』に言うよなかたちで定着することとなる。

二月十九日

殿試

二月二十日

午門外唱名張掛黃榜

奉天殿欽聽

宣諭同日除授職名於

奉天門謝

恩

二月二十二日

錫宴于中書省

二月二十三日詣

先師孔子廟行釋菜禮

「登科錄」について

俞憲撰『皇明進士登科考』ほかの文献にも洪武四年の「恩榮次第」が記録されているが、相互に字句の異同が少々見られる。「恩榮次第」はその後各科によって若干の相違があり、回を重ねるにつれその内容はより整備されたものとなるが、洪武四年のものが基本となり、その後の永樂二年の令を踏まえたものがほぼ程式となり踏襲されたようである。その詳細は各科の「進士登科錄」を参照するしかないが、いまその概略を『菽園雜記』によつて確認しておく。

三月一日、諸々の貢士は内府に赴き殿試を受ける。皇帝は奉天殿にお出ましになり、自ら「策問」を試験される。三日早朝、文武百官は朝服を着、錦衣衛は宮殿の朱塗り階段と朱砂の土間の内に大盾を設置する。皇帝が奉天殿にお出ましになると、鴻臚寺官は及第順位にしたがつて合格者の名を読み上げる。礼部の官は黄榜を捧げ持つて、鼓樂に先導されて長安左門外に出て行き（黄榜を）広げて掲げる。終わる

と、順天府の官は傘蓋を手にした從者を出し状元が帰つてゆくのを送らせる。第四日、礼部で宴を賜わる。宴が終ると、鴻臚寺に赴き礼式を習う。五日、状元に朝服冠帶及び進士の宝鈔を賜わる。六日、状元は諸々の進士を率いて表を奉り恩を謝す。七日、状元と諸々の進士は先師孔子廟に詣で、祝菜の礼を行う。礼部は、工部に命じて国子監に石碑を立て名を刻ませることを奏請する。朝廷に有事の場合には、殿試を他日に移すこともある。これを「恩榮次第」と^{注15}言う。

各科の「恩榮次第」については、殿試の期日がしばしば変更された以外に重要な変化は殆どなく、嘉靖四十一年以降奉天殿の名称が皇極殿に変わっているくらいである。

(三) 「進士家状」

「鄉試錄」「會試錄」とは違つて、「進士登科錄」においては、合格者の一覧を第一甲三名、第二甲若干名、残る第三甲の順序で記し、各人の姓名の下には履歴、家族の状況を詳細に記している。^{注16}「進士家状」に記される項目は、『皇明貢舉考』に詳細な説明がある。

思つに録内に進士の家状が記録されるのは、洪武四年から始まるが、年を経て（その体裁は）増補修訂がなされ一段と詳細になつた。某人につきその本貫（某京・藩、某州・縣）、戸籍（軍・民・灶・匠等）、出身地と出身学校（某處人、某府・州・縣学生、国子生・儒士・官吏等）、修めた経書（治某經）、字、^{注17}行第數、年齢、生まれた月日、^{注18}曾祖の名と官歴があればその職（某官、封贈某官）、祖父も同様に書く。嫡母、繼母、生母の姓（某氏）と封贈されていればその号を記す（夫、淑、恭、宜、安孺人）。曾祖、祖、父母の存亡によつて重慶、具慶、嚴侍、慈侍、永感の五項目に分ける。兄弟の名前と官職や封贈があれ

ばそれを記す（某官、封贈某官）。正妻・継妻の姓（娶某氏）。鄉試受験地と合格順位（某處鄉試、第幾名）、会試の合格順位（会試第幾名）、更に隨意にいつの年度の試験か、また、どの省の鄉試か（某科、某處鄉試）を加える。以前の科の会試の合格者は、はっきりとそれを書けばとりわけ調べるのに便利である。^{注⑩}

上記のうち、祖父母等の存亡については、『菽園雜記』に、祖父母と父母がみな健在であれば「重慶」と言い、父母がどちらも健在であれば「具慶」と言い、父が健在で母が亡くなつていれば「嚴侍」と言い、父が亡くなつていて母が健在であれば「慈侍」と言い、父母がともに亡くなつていれば「永感」と^{注⑪}言うと説明する。

なお、『洪武四年進士登科錄』の「進士家狀」は上記のものとやや異なるが、それについては、既に考察があるので触れない。『皇明貢舉考』に

「年を歴て増訂尤も詳らかなり。」と言うとおり、『建文二年進士登科錄』成鶴久以来の「進士登科錄」を見る限り、次第にその体裁は完備してゆき、ほぼ上記のようなかたちに定着している。ただ、その一方で『万曆野獲編』には、初めの頃は「進士登科錄」に記す三世の父祖の爵秩は、ただ「某官」と書くだけであり、この例は長いこと踏襲されてきたが、近頃すなわち明末になつて某地（の官）と細かく書くのは、最も体例を失するものであるという指摘もある。^{注⑫}

「進士家狀」は顯官の出自を詳細に伝える資料であるだけに、当時の人々の関心を集めたに違ひなく、そのことを語る資料も多い。例えば、『野獲編』には、汪諧が、父が極刑に遭ったのをばかって、「登科錄」にはその名を避けて字を書いた事例^{注⑬}、また、天順以前の「登科錄」には、伯父・叔父や伯祖父・叔祖父で官位のある者はみな記すことが出来たことから、宦官の養子であった正統十三年進士の李泰は、父、永昌司礼監

太監と書き、景泰五年進士の牛綸は、叔、玉司礼監左監丞と書いている^{注⑭}。という。

さらに、戴大賓（字は寅仲）と宦官劉瑾との関係をめぐる話はかなり悪質である。『玉堂叢語』によると、劉瑾は、正徳三年の第一甲第三名の探花であつた戴大賓を婿に迎えようとしたが、大賓は義を執り守つて瑾の意に従わず、「登科錄」に妻の姓氏を載せた。瑾は不愉快であったが、かくて婚姻をあきらめたという。^{注⑮} 但し、『棗林雜俎』によれば、戴大賓は進士に合格したとき既に高氏を娶っていたため、劉瑾は強引に兄の娘の姓を書き込み、「登科錄」には高氏、劉氏の姓が並挙されたとも言つ。いずれにせよ、「登科錄」の「進士家狀」をめぐる奸臣の卑劣な思惑を伝える話柄である。

(四) 「制策」

『皇明貢舉考』には「洪武三年、登科錄に制策を刻す」と言う。しかしながら、洪武三年という以上、「登科錄」そのものを指すのではなく、「設科詔」に「殿試時務策一道、惟務直述一千字以上」と、殿試で「策題」を科すように規定されたことを指すものと思われる。ともあれ、殿試において「策題」を課すのは明初に科挙の制度が定められて以来、明朝を通じて変わることはなかつた。

なお、『皇明貢舉考』の記述は洪武三年の時点で「登科錄」に「制策」を刻すことが定められたように読み取れるが、『洪武四年登科錄』を見限り「制策」の項目が無い。『建文二年登科錄』には「御試策題」と大書のち、「制策」が掲げられている。そして、『永樂十年登科錄』以降はいきなり「皇帝制曰……」というかたちで「制策」を記している。なお、『永樂十年登科錄』にはまだ見られないが、その後、「制策」の末尾

に元号年月日を記すようになっている。

殿試は皇帝が貢士を試験するのが建前であるから、「策題」も元来は皇帝の手になるべきはすのものである。「制策」という名称からしてもそうである。だが、『翰林記』に、

先世の皇帝は進士に策題を課すのに自ら策問を作成することが多か

った。洪武四年、十八年がともにそうである。その後は翰林院の儒臣に命じて擬撰して進めさせ、皇帝の裁可を得てからこれを用いさせた。^{注⑯}

と言うように、洪武帝以後、皇帝の親製による例は少ない。ただ、皇帝の手によるものではないが、永樂二年の「制策」のように、出題内容に皇帝が熱意を示した例もある。『翰林記』に言う、

……永樂年間の最初の科で太宗は博聞の士を求めようと思い、学士の解縉に命じて、天文、律曆、礼樂制度を選んで題を擬撰させた。

皇帝は士子が必ずや困窮するであろうと考えた。曾棨の試卷を得るに及び、記誦は大変詳細であり、すばらしさに感嘆して第一甲第一名とし^{注⑰}た。

明代の「登科錄」について

その後、嘉靖年間にもまた皇帝親製の「制策」が出されている。『皇明貢舉考』によると、嘉靖十四年は皇帝が自ら「策題」を作ったが、これは、天に法り祖宗に法ろうという考え方からである^{注⑯}。天子自ら「制策」を作成したこともあるって、後述のように、この科の「登科錄」は異例なことに、卷末に十二人分の「対策」が刻されている。なお、『嘉靖十四年登科錄』は、『明代登科錄彙編』に零本が収録されているほか、内閣文庫に三巻本がある。

(五) 「進士対策」

『皇明貢舉考』は、洪武二十一年に「登科錄」に初めて進士の「対策」

を印刷した^{注⑯}と言ふ。既述のように、洪武二十一年というのは、「会試録」に初めて「程文」が刻された年であるから、それと併せて考えても恐らくは事実であろうと思われる。

ところで、「登科錄」に載せる「進士対策」の篇数については『皇明貢舉考』に次のように言っている。

按するに「対策」は一甲進士の作三篇を載録するのが通例である。しかし、永樂二年、同四年、嘉靖十四年だけは二甲進士の「対策」も并録している。正徳三年に二甲と三甲のそれぞれ第一名の「対策」を載録しているのなどは、逆賊劉瑾が私事を行つたのである。また、『狀元考』を調べるに、永樂二年には「対策」を載せた後、それぞれに読巻官の批語を附していると云う。今日举人が十八行の空行を巻末に留めているのは、恐らくはこの意味によるものであろう。^{注⑯}

通常は「登科錄」に刻する「対策」は第一甲の三名だけであったが、永樂二年、同四年、正徳三年、嘉靖十四年は例外であったと言ふ。永樂二年、四年については、既述のように皇帝の強い思い入れによるものであろう。しかしながら、正徳三年の科については『皇明貢舉考』に、

時に大学士焦芳の子黄中が会試に合格した。芳は（黄中を）殿魁にしたいと思ったが、まもなくして（結果が出ると）二甲の第一名であつた。芳は諸執事官が順位を抑えたのだと思い、かくて劉瑾に言いつけ、編修顧清等の官を改めて部の属官とし、黄中と三甲第一名の胡續宗の「対策」二篇を（「登科錄」に）刻し兩人ともに（翰林院）検討にした^{注⑯}。

と言うように、宦官劉瑾にへつらう閥臣が、その威光を利用して行つたことであつた。

一方、嘉靖十四年の科については、そのようなものとは違い、むしろ

(14) 永楽帝と同様、選考に皇帝が熱意を込めた結果である。陸培撰『贊齋雜著』「時務策」に言う、

我朝の廷試では、第一甲の三名（の「対策」）に、読卷官が前日に圈点を加えておき、文華殿において進呈し御覧に入れる。残りは順位に従つて（名前を）黄榜に書き込み、必ずしも御覧を絶るわけではない。御批は永樂年間の會榮（の「対策」に付せられて）以来ほとんど見られない。（嘉靖）乙未科には全部で十二巻を進呈し、皇帝は一一詳細に御覧になり、第一甲進士（の「対策」）に御批を書かれ、その上勅諭を出されて、都合十二策を（「登科録」に）載録した。^{注⑫} 前代未聞のことであった。

「鄉試録」「会試録」のところで見てきたように、「試録」の「程文」には代筆が多かったとされるが、『翰林記』によると、「進士登科録」の「制策」も同様であったとされる。^{注⑬} また、尹直撰『蹇齋瑣綴錄』によると、印刷前の修正は当たり前であつたようである。

鶴成久 「我朝の状元の「対策」は、みな閣老の筆削を経るか、あるいは自らが潤色・削除を加えてから印刷する。ただ羅倫の「対策」だけは改竄されていない。思うに「対策」を書いた際に夜半に至るのを恐れて草稿を準備せず、ひといきに正確な文章を書いたのである。（また）首席に取られた後には、言辞が聖旨にたがい、地方に出されてしまつており改訂することができなかつたのである。しかしながら、その「対策」は十分に行きとどいたものであつた。^{注⑭}

ところで、『皇明貢舉考』に引く『狀元考』は未見であるが、『皇明歷科狀元錄』に類似の指摘がある。^{注⑮} なお、先に引いた『皇明貢舉考』がこの故事を踏まえて、いま举人が十八行の空行を巻末に設けるのは、皇帝あるいは読卷官の批語が記入できるようとの意味であろうというように、

恐らく、その後、殿試における「対策」の答案は試卷の最後に十八行を空けるのが慣例となつたのである。しかしながら、この慣例は皇帝の下問に対しても真剣に直言した「対策」を提出し、それに対する皇帝や読卷官がまた真摯に「批語」を記した故事こそが前提になつてゐる。『皇明貢舉考』は、殿試の「対策」において皇帝に媚びを売る弊害を指摘した蘇軾の例や「対策」において直言を行つた王十朋の事例を示した上で、近世以来、阿諛追従が風潮となり、蘇氏・王氏が憂えたような状況に止まらない。時人は勇ましくも敢えてその書式に倣つてゐるが、十八行の批語を一体どうしたものやら、と慨嘆している。^{注⑯}

（六）進呈・刻録支費

『礼部志稿』によると「進士登科録」の進呈は、毎科その年の九月一日に儀制司郎中が朝廷に進み左順門に至つて、一拜三叩頭の礼を行つた上で、司礼監官が捧げ持つて皇帝に進呈することになつていていたといふ。^{注⑰} なお、『礼部志稿』には「刻録支費」という文章があり、「進士登科録」作成に關わる詳細な費目が記されるが、この問題については「会試録」の場合と同様、指摘しておくに留めたい。

おわりに

明代の「登科録」はその多くが現在にまで伝わつておらず、要するにその現物を見ればよいわけで、本稿で論じたことはあるいは贅言にすぎないのかもしれない。ただ、現存する「登科録」の八割に当たる寧波の天閣の蔵書が現在のところ非公開であるほか、他の所蔵機関のものについても必ずしも閲覧が容易ではないわけではなく、実に残念である。と

はいうものの、「明代登科錄彙編^{注⑤}」の中に現在の台湾国家図書館が所蔵する明代の「登科錄」類が六十六種も入れられており、明代の「登科錄」の概要を知る上で大変参考になる。

なお、明朝においては文科舉のみならず、武科舉も施行されるようになり、それに伴って武科舉の「登科錄」「進士登科錄」以外に、文科舉においても、官撰の「鄉試錄」「會試錄」「進士登科錄」さらには、鄉試や会試・殿試の「同年錄」や「序齒錄」といったものも多数出版されている。今後、機会があれば、これらの出版物についても考察を行ってみたいと考えている。

注

「登科錄」について

①『中國古籍善本書目（史部）』（上海古籍出版社一九九一）に拠ると、天一閣に洪武刻本が藏されているが、未見。本稿は上海図書館に藏する清代の影抄本に基づく知見である。

②『百可漫志』「國朝開科、自洪武三年始、定條例、自十七年始。先是試文尚仍元制。刻程文自二十一年始。先是止錄姓名鄉貫。試錄定式又自二十四年始。」

③『湧幢小品』卷七「試錄」「禮部所存國初會試錄、止洪武四年一本。自十八年至三十年皆缺。想建文諸臣死難者、多係是科以後進士。故盡毀之。」

④『建文二年會試錄』は台灣國家図書館藏で、いま『明代登科錄彙編』（学生書局一九六七）所収。また、『永樂十三年會試錄』は上海図書館に嘉靖十一年礼部刻本が藏される（『中國古籍善本書目（史部）』参照）。

⑤『臨安集』卷二に「洪武二十三年會試小錄序」がある。また、『科場條貫』「会試」、「鳳洲雜編」卷四「小錄」等から、正統七年の王英序もそう

であったことがわかる。

⑥『陔餘叢考』卷二十九「鄉會試錄有序」「鄉會試錄進呈、主司者例作序文。自明洪武中陶凱主試始。洪武三年凱定科舉式。明年會試凱爲主考、取吳伯宗等百二十人。程文進御、凱序其首簡遂爲定例。事見明史本傳。」

⑦『弇山堂別集』卷八「同考官作試錄序」「洪武三年京畿鄉試錄序、出於國史院編集宋濂。四年京畿鄉試錄序、復出於濂。俱國子司業。是秋會試錄序復出濂、俱同考試官最後者。蓋濂以文學見重故耳。」

⑧『水東日記』卷六「試錄」「……洪武、永樂中、考官有儒士主考、品官同考官、序文亦不拘篇數。」

⑨『皇明貢舉考』卷一「會試錄・後序」「……後考試官第一人撰前序、第二人撰後序、遂爲故事。」

⑩『皇明貢舉考』卷一「會試錄・後序」「……如考試官偶有闕、則後序囑同考試官第一人。」、「弇山堂別集」卷八「同考官作試錄序」「嘉靖甲辰、主考禮部尚書學士張潮卒於試院、同考翰林修撰茅瓊爲後序。甲子、應天主考中允孫世芳卒於試院、同考吏部蔡國珍爲後序。」

⑪『襄林雜俎』智集「程錄稱臣」「鄉會試錄序皆稱臣、外省則否。以兩京輦下、外省則考官所自序也。萬曆初、上摘此以問閣臣、慾罪之。江陵具言其故乃止。後各省錄序俱稱臣。」

⑫『（萬曆）明會典』卷七十七「科舉通例」「成化十三年令……小錄不舉開寫掌行科舉文字吏典、及謄錄對讀生員姓名。」

⑬『萬曆野獲編』卷十「會場搜檢」「科場之禁……、本朝此禁甚嚴、至三木囊頭、斥爲編氓。然僅行之鄉試耳。會試則不然。蓋太祖嘗云、此已歌鹿鳴而來者、奈何以盜賊待之。歷朝以來、搜檢之法、有行有不行。而試錄中、則仍無搜檢官、猶遵祖制也。……至壬戌而瀉倒極矣。先是己未之春、御史亦有建議宜搜檢者、上不允。至乙丑南宮、上微聞挾書之弊、始

(16) 命添設御史一員、專司搜檢。其犯者、先荷校於禮部前一月、仍送法司定罪、遂爲厲禁、以至于今。然試錄之不載搜檢如故也。」

⑭『湧幢小品』卷七「會試搜檢」「會試原無搜檢官。嘉靖己未、御史建言、欲厲其禁、尚書吳山持不可、曰彼已歌鹿鳴而來矣。隆慶二年復有言者、始設。兩京鄉試亦如之。然終亦不能盡行其法也。」

⑮『皇明貢舉考』卷一「會試錄・考試官執事官」「上書官書名、下雙行書某字某處人、某出身。由舉人出身者、惟見永樂十三年會試錄稱鄉貢進士。各科俱稱貢士。今考試等官、俱開職名。惟考試官批程文所稱不同。今借學士趙甲別之。永樂十三年會試則稱趙學士批云云。正統元年會試以後、

則稱學士趙批云云。惟隆慶五年浙江鄉試、則稱學士趙甲批云云。」

⑯『皇明貢舉考』卷一「會試錄・三場題目」「諸題目俱前後再書。惟五策

章久成鶴四問、第五問、而各以舉人對策附之也。」

⑰『日知錄』卷十六「試文格式」「試錄文字之體、首行曰第一場、頂格寫。

次行曰四書、下一格。次行題目、又下一格。五經及二三場皆然。至試文則不能再下、仍提起頂格。此題目所以下二格也。……依大場之式、概下

二格、聖經反下、自作反高、於理爲不通。然日用而不知、亦已久矣。」

⑱『大學衍義補』卷九「清入仕之路」「十八年會試止錄士子姓名鄉貫、而未刻程文。錄文自二十一年始也。」

⑲『大學衍義補』卷九「清入仕之路」「小錄所刻之文謂程文。特錄出爲士子定式也。非用是以獻上也。文有可爲程式者、則刻、無則否。或多或少。不必齊同。不許代舉子作。如有欠闕繁冗、稍加筆削可也。」

⑳『大學衍義補』卷九「清入仕之路」「正統景泰以前、所刻程文皆士子親筆。有司稍加潤色耳。近日多是考官代作。甚至舉子無一言於其間、殊非設科之本意。」

㉑『憲章錄』卷三十四「成化十年春正月丁亥朔、北直隸提學閻禹錫奏、……試錄就刻舉人文字、不許主考代作、以妨校閱。詔從之。」

㉒『西園聞見錄』卷四十四「科場」「管志道曰、取士之流弊大略有三。試錄假士子之文一也。……今則錄所刻與硃墨卷絕不相合。皆考試官爲之者。……」

㉓『日知錄』卷十六「程文」「……至本朝、先亦用士子程文刻錄。後主司所作。遂又分士子所作之文、別謂之墨卷。」

㉔『大學衍義補』卷九「清入仕之路」「其錄出以爲程文者、又多萎爾粗淺拘泥纏繞不厭士心。錄一出議論紛然。」

㉕『水東日記』卷二十五「場屋文字無疵者少」「文衡之任亦難矣。語言文學、不足以變士習、服士心、誠亦漫浪爲之耳。……嘗觀場屋文字無疵者絕少、豈亦迫揭曉、而改訂不及歟。」

㉖黃明光著『明代科舉制度研究』(広西師範大学出版社 二〇〇〇) 第六章・第四節「明代科舉考試試卷的評閱」にややまとまとった専論が見られるが、本稿で指摘する問題に対し配慮する視点がうかがえない。

㉗『詞林典故』「凡進呈試錄、先期令儒士填考官名、仍將錄文逐字修飾、停當、二主考仍逐字看過、方可裝潢。其燭下填寫、水行最宜詳慎。」

㉘『禮部志稿』卷七十二「進呈會試錄」「進試錄、例用黃綾殼一本、紅綾殼二本、俱用鎖金黃紅包袱、本部尚書及郎中呈進。有太后中宮東宮、

仍各備紅綾殼三本、俱用鎖金紅包袱、呈進。」因みに、「鄉試錄」の場合は、各省から進呈されてくる「試錄」(の規格)に長短があると、進呈して御覽にいれるのに都合が悪いので、礼部は鄉試の年に当たる毎に、礼部が下した程式に従うよう全省に通達を発したという(『禮部志稿』卷七十「試錄程式」「凡各省奏到試錄長短、難以進呈御覽。本部每遇鄉試之年、通行天下遵照本部降式、黃綾殼一本、紅綾殼四本、長一尺二寸、闊六寸

七分、俱用陰裝、數外另備六本。」)

㉙『詞林典故』「凡武舉及順天鄉試揭曉之日、二主考先于場中封中堂試錄每位二冊、開門即遣人馳送私宅。見朝之後、入內閣作揖、仍每位面送二冊、以後續送無定數、多不過百冊。」

㉚『閔世編』卷二「科舉五」「……彙刻印訂成本、兩主考爲前序、監臨爲後序、進呈後分給中式之家、甚盛典也。」

㉛『禮部志稿』卷七十二「會場經費」また、『宛署雜記』卷十五「報字・經費下」に、万曆十九年鄉試、万曆二十年会試、同殿試に關わる費用の詳細があり、その中に「試錄」の印刷に關わる費目も見られる。

㉕『都公譚纂』卷下「……鄉試有錄、謂之小錄。」

㉖『重編瓊臺稿』卷九「皇明歷科會試錄序」「甲子鄉試、乙丑鄉試、初爲小錄以傳。」

㉗『中國古籍善本書目』によると、『建文元年京闈小錄』は清抄本が南京図書館と上海図書館に一本ずつ、『永樂十二年福建鄉試錄』と『永樂十八年浙江鄉闈小錄』はともに明抄本が天一閣に藏されている。未見。

㉘『西園聞見錄』卷四十四「惟會以翰林科部充同考試官、尚能以閱卷、餘功分任文字之役、不至誤事。至於兩畿試錄、則非同考試官所能爲、而俱出於主考二人之手。其精神大半爲前後敘及程文所奪矣。豈能復專功於掄文哉。若十三省之試錄、則既不出於試子、又不出於考試官。皆監場御史、委官代作。使主試事、其分考、仍用年青教職、偶缺、權以府佐縣正官代之。惟雲貴川廣五省去京師甚遠、差官未便、則宜就近隣省藩臬中、擇一稍有學問者、勅令遄往速歸、並不使外簾、與校文之役、庶兩畿各省事體歸一矣。此其所當核者也。」

㉙『明史』卷二百八十七「文苑三」「……鄉試錄文舊多出學使者手。」『都公譚纂』卷下には、鄉試の同考官は「序文」の執筆に与れなかつたとも

される（「……前必有序文。……今則惟前後二篇、同考官不得作也。」）。因みに、「試錄」の「序文」は文集に残ることが多く、そのため明人の文集には「鄉試錄序」の代作もしばしば見られる。

㉚『翰林記』卷十一「評駁進呈試錄」「凡鄉試錄舊制例進呈祖宗時、令翰林院儒臣評駁之。後其制漸弛。成化十四年、天下鄉試錄多舛謬、或犯國諱。少詹事兼侍讀黎淳摘奏十条、下禮部翰林院議治考試提調官罪、且申定格例行之至今。」

㉛『留青日札』卷三十七「非文事」「文章賈禍、不惟古人詩詞爲然。……至于世宗之世、亦有以程式獲罪者。如山東試錄以無爲而治者、其舜也與之文、結用作聰明、亂舊章等語。皇上震怒、以爲誹謗、而御史逮捕、卒斃杖下。其後、又有斥罷試官者、有停止會舉者。于是監臨官慮犯忌諱、必擇好題、過爲逢迎、甚至斷章取義、不成文理。及試錄呈進、必用千金買求權要矣。浙閩近以大本堂作表題。試錄已進、有人語以此題乃懿文太子時事、恐犯忌諱、不宜。御史恐懼欲死、數千金厚賂閣下而息。又一科出優恤軍屬判語、誤作軍士。試錄已發、差人飛騎追至半途而易之、又費千金。又有幅員作幅輿者、眞不學無術者也。」

㉜『萬曆野獲編』補遺卷二「場題犯諱」「世宗朝、章奏觸忌者、例得重譏。至中年而鄉會試錄、尤多諱忌。」また、拙論「明代科舉における「四書義」の出題について」（九州中国学会報 第41号 一二〇〇三）参照。

㉝『制義叢話』卷五に引く『四勿齋隨筆』では表現がやや異なる。
㉞『賢博編』「上虞進士葉經、自稱派出壽昌、嘗與余家合譜。兒時見之、亦一有守之士。初任推官、尋陞御史、巡按山東。主嘉靖丁酉科試、試題首篇無爲而治者、其舜也與之一節、大結有繼體之君、亶聰明以作元后、任法術而亂舊章等語、布政使陳儒及諸試官求削去數句、經不從。錄進、上怒、逮至京師、遂死杖下、餘各降黜有差。自是試錄多忌諱矣。」

(18)

④2『萬曆野獲編』補遺卷二「場題犯諱」「嘉靖十六年丁酉、順天鄉試、次題爲天地之道博也一節、則犯御名上一字。次年戊戌會試、出博厚所以載物一節、又犯御名。十九年庚子、福建出至誠無息五節、凡四犯御名。然是時猶未逮治考官也。至二十八年己酉、浙江題爲博厚配地一節。亦犯御名。是年山東以無爲而治程文涉譏訕、逮按巡御史葉經、死於杖下。何以獨不問浙江也。至三十一年壬子、四川出博厚所以載物二節、則兩犯御名。三十七年戊午、山西、雲南、貴州俱出徵則悠遠三節、則三犯御名。俱置若不聞。至四十年辛酉、順天、山東俱出久則徵至博厚則高明。湖廣出則悠遠一節、俱兩犯御名。以上俱不見詰。」

④3『弇山堂別集』卷八十二「科試考二」「上覽山東所進鄉試小錄、手批其第五問防邊禦敵策曰、此策內含譏訕。禮部其參看以聞。于是尚書張璧等言、……」

④4『明史』卷二百十「葉經傳」「……嵩爲禮部、交城王府輔國將軍表柙成鶴謀襲郡王爵、秦府永壽王庶子惟熾與嫡孫懷增爭襲、皆重賄嵩、嵩許之。

二十年八月、經指其事劾嵩。嵩懼甚、力彌縫、且疏辯。帝乃付襲爵事於廷議、而置嵩不問。嵩由是憾經。又二年、經按山東監試。試錄上、嵩指發策語爲誹謗、激帝怒。廷杖經八十、斥爲民。創重、卒。」

④5『明史』卷二百八十七「文苑三」「呂高、字山甫、丹徒人。亦束同年進士。歷官山東提學副使。鄉試錄文舊多出學使者手、巡按御史葉經乞(唐)順之文、高心憾寓書京師友人言經紕繆、嚴嵩惡經、遂置之死、及後大計諸御史謂經禍由高、乃斥歸……」

④6『明通鑑』卷五十八「紀五十八·世宗」「……嵩之借事激上怒以殺異己、自經始也。」

④7『明史』卷七十「選舉二」「嘉靖十六年、禮部尚書嚴嵩連摘應天、廣東試訕語、激世宗怒。應天主考及廣東巡按御史逮問。二十二年、帝手批

山東試錄譏訕、逮御史葉經杖死闕下、布政以下皆遠謫、亦嵩所中傷也。」また、「明史紀事本末」卷五十四「嚴嵩用事」等参照。

④8『王文成公全書』卷三十三「年譜一」弘治十七年に「秋、主考山東鄉試。巡按山東監察御史陸僕聘主鄉試、試錄皆出先生手筆。」「弘治十七年山東鄉試錄」は現在上海図書館に蔵されている。なお、別集に「試錄」を入れている例として、唐解元こと唐寅の『唐伯虎先生外編統刻』巻十に、彼が解元となつた弘治十一年応天府鄉試の「試錄」の「考試官」「三場題目」「中式舉人」を刻入している例もある。

④9『王陽明全集 上』(上海古籍出版社 一九九一)八四一頁の編者注に「本錄原列為隆慶刊本卷三十一下、然非皆陽明之作、今移置於本卷、附於陽明序文後。」と言ふ。なお、張克偉氏「從『山東鄉試錄』看王陽明的兼濟思想及万物一体精神」(『社会科学戰線』一九九二年三期)のよう

に、これを王守仁の著作として扱う研究もある。

⑤0『菽園雜記』卷一「近見洪武四年御試錄、總提調、中書省官二人。讀卷官、祭酒、博士、給事中、修撰各一人。監試官、御史二人、掌卷、受卷、彌封官、各主事一人。對讀官、司丞、編修二人。搜檢懷挾、監門、巡綽、所鎮撫各一人。禮部提調官、尚書二人。次御試策題。又次恩榮次第云、洪武四年二月十九日廷試。二十日午門外唱名、張掛黃榜、奉天殿欽聽宣論。同日除授職名、於奉天門謝恩。二十二日賜宴於中書省。二十三日國子學謁先聖、行釋菜禮。第一甲三名、賜進士及第、第一名授員外郎、第二名、第三名授主事。第二甲一十七名、賜進士出身、俱授主事。第三甲一百名、賜同進士出身、俱授縣丞。姓名下籍狀與今式同、國初制度簡略如此。」

⑤1『中國古籍善本書目』参照。

⑤2『菽園雜記』卷一「今進士登科錄、首錄禮部官奏殿試日期、合請讀卷

及執事官員數、進士出身等第。聖旨欵允、謂之玉音。次錄讀卷、提調、監試、受卷、彌封、掌卷、巡綽、印卷、供給各官職名。」

⑤3『皇明貢舉考』卷一「進士登科錄・玉音」「欽命進士出身等第及讀卷官執事等官、各官上書官書名下雙行書出身。」

⑤4『明會典』卷七十七「殿試」参照。

⑤5『菽園雜記』卷一「……又次錄三月一日諸貢士赴內府殿試。上御奉天殿、親試策問。三日早、文武百官朝服、錦衣衛設鹵簿于丹陛丹墀内、上御奉天殿、鴻臚寺官傳制唱名、禮部官棒黃榜、鼓樂導出長安左門外張掛畢、順天府官用傘蓋儀從送狀元歸。第四日賜宴於禮部、宴畢、赴鴻臚寺習儀。五日、賜狀元朝服冠帶及進士寶鈔。六日、狀元率諸進士上表謝恩。七日、狀元諸進士詣先師孔子廟、行釋菜禮。禮部奏請、命工部於國子監立石題名。朝廷或有事、則殿試移他日、謂之恩榮次第。」永樂十三年の殿試、及びその「恩榮次第」については、新宮学氏「永樂十三年乙未科立三十五年記念論集」汲古書院二〇〇三のち『北京遷都の研究』汲古書院二〇〇四）を参照。

⑤6『菽園雜記』卷一「……又次錄進士甲第、第一甲三人、賜進士及第。第二甲若干人、賜進士出身。第三甲若干人、賜同進士出身。每人名下各具家狀。」

⑤7「行幾」については、中嶋敏氏「明代進士登科錄考」（『東洋研究』第一二三号一九九三のち『東洋史學論集 統編』汲古書院一〇〇一）の説に従った。

⑤8生れた月日を記して、時を記さないのは、明の「登科錄」が唐・宋の制度を合して適宜に用いたからである（『戒庵老人漫筆』卷二「試錄原始」「……殿試者名曰進士登科錄。具生月日、不具時、是合唐宋之制而酌用

之者也。」と言ふ説もある。

⑤9『皇明貢舉考』卷一「進士登科錄・進士家狀」「按錄内有進士家狀、自洪武四年始、歷年增訂尤詳。某人貫某京藩某州縣、軍民灶匠等籍、或某處人某府州縣學生、或國子生儒士官吏等。治某經字某行幾年若干、某月日生、曾祖某、或某官封贈某官、祖父同之。嫡繼生母某氏、或封贈夫淑恭宜安孺人。以曾祖父母存亡、分重慶貝慶嚴侍慈侍永感五款。兄某弟某、或某官封贈某官、娶繼娶某氏、某處鄉試第幾名、會試第幾名、瑞意更增某科某處鄉試。如前科會試者、亦明書之尤便查考。」

⑥0『菽園雜記』卷一「……祖父母父母俱存曰重慶、下父母俱存曰貝慶、下父存母故曰嚴侍、下父故母存曰慈侍、下父母俱故曰永感。」

⑥1中嶋氏前掲論文参照。

⑥2『萬曆野獲編』卷十六「登科錄父祖官」「登科有錄呈御覽。其三世父祖爵秩、但直書某官。如尚書侍郎以至郎官及外寮。並不書所官何部分何地方。此例相沿已久。近日始有分析寫某地者、最爲失體。若曾削籍、則空白如庶民、曾降級、則書現任或所終之官。非若私行序齒錄、可以前銜混入者。」

⑥3『萬曆野獲編』卷十六「兩中鄉試」「汪諧、登科錄、書父仲淵、想以極刑、諱其名而書字、亦異矣。」

⑥4『鳳洲雜編』卷四「登科錄書伯叔祖父官秩」「天順以前登科錄、凡伯叔祖父有官秩者、俱得書。今不復矣。戊辰李泰書父永昌司禮監太監。甲戌牛鑑書叔玉司禮監左監丞。泰永昌養子也。後俱拔入翰林。泰至詹事。鑑至太常少卿。」

⑥5『玉堂叢語』卷五「義概」「戊辰春、戴大寶以妙齡賜進士第三人及第、劉瑾欲招致爲婿、戴執義不從、登科錄竟刊妻姓氏、瑾不悅、遂絕婚。戴乞養病歸、未幾卒。」

(20)

⑯『棗林雜俎』智集「齒錄聘二氏」「正德戊辰秋、探花莆田戴大賓寅仲、原聘高氏、太監劉瑾、強以兄女字之。齒錄刊聘高氏劉氏。」

⑰『翰林記』卷十四「殿試擬撰策問」「聖祖策進士多親製策問。洪武四

年十八年皆然。其後或命本院儒臣擬撰、以進取、自聖裁用之。」

⑱『翰林記』卷十四「殿試擬撰策問」「而永樂初科太宗思求博聞之士、

命學士解縉擇天文律曆禮樂制度擬撰爲題、上意士子必爲所窘及得曾棨卷

記誦詳盡歎異以爲第一人。御筆批曰、貫通經史識達天文有講習之學、有

忠敬之誠、擢魁天下、昭我文明、尚資啓沃、惟良顯哉。其第二人周述、

第三人周孟簡亦皆批評、前此所未有也。聞之李賢謂縉嘸劉子欽、先以問

目示棨、棨遂獲首、實子欽於二甲。果爾則縉不可以言無私矣。」但し、

この資料の後半に言うように、実は解縉は劉子欽を密かに恨むところが

あって、あらかじめ題目を棨に示しておき、棨はかくて首席を獲得し、

久 縉は子欽を二甲に置くという私事をはたらいたとも伝えられる。

⑲『皇明貢舉考』卷七「上凡廷試策題多出自宸衷。不假臣下之手。是歲

鶴 成 上親製策題、欲以法天法祖立意。」

⑳『皇明貢舉考』卷一「進士登科錄・進士對策」「洪武二十一年、登科

錄初刻進士對策。」

㉑『皇明貢舉考』卷一「進士登科錄・進士對策」「按對策例刻一甲進士

三篇。惟永樂二年、四年、嘉靖十四年兼刻二甲進士對策。若正德三年取

二甲三甲各第一名對策刻之、則逆瑾之行私也。又按狀元考云、永樂二年

刻對策、各附讀卷官批語於後。今舉人留十八空行於卷末者、殆謂此也。」

㉒『菽園雜記』卷一にも「最後、錄第一甲三人所對策。」と云う。

㉓『皇明貢舉考』卷六「時大學士焦芳之子黃中、會試中式、芳意欲爲殿

魁。既而居二甲首。芳謂諸執事抑之、遂入言于劉瑾、改編修顧清等爲部屬官、乃以黃中並三甲第一胡續宗對策一篇刻之俱爲檢討。」

⑷『寶齋雜著』「時務策」「國朝廷試、一甲三名、讀卷官先日圈點、於文

華殿進讀、餘以次填榜、未必經御覽也。御批自永樂中曾棨後亦鮮見。乙

未進呈凡十二卷、上二一詳覽、一甲俱御批、益以勅諭、并十二策錄之、

此前未有也。」嘉靖帝の御批については、『鳳洲雜編』卷四に詳しい。また、『玉堂叢語』卷六「科目」参照。

㉕『翰林記』卷十四「試錄程式文字」「……其所刻程文、自鄉試以至於

殿試、皆宜刻士子所作、庶爲傳信流弊之極。至於制策、亦多代筆。豈所

以教之忠歟。」

㉖『蹇齋瑣綴錄』「國朝狀元對策、皆經閣老筆削、或自刪潤乃入梓。獨

羅倫一策未嘗改竄。蓋對策時恐天晚半不具稿一筆寫正、旣掇魁後、以言

忤旨外調、不及改削。然其策亦自詳贍。」

㉗『皇明歷科狀元錄』卷一「永樂二年甲申狀元曾棨」「……擢曾棨第一。首甲三策皆有御批、二甲前數名俱刊策、附讀卷官批語于後。選庶吉士、

則刊策者皆與。」

㉘『皇明貢舉考』卷一「進士登科錄・進士對策」「……本朝練子寧、羅

倫之殆庶幾乎。近世以來、阿諛成風、殆不止於蘇氏王氏之所憂而已。時人雄冒楷書、十八行之語、豈無自哉。」

㉙『禮部志稿』卷七十二「進呈登科錄」「每科本年九月初一日、儀制司

郎中進朝至左順門、進登科錄、行一拜三叩頭禮、司禮監官捧進。」

㉚『禮部志稿』卷七十二「刻錄支費」

㉛「附記」本稿は、平成十五・十六年度科学研究費補助金「特定領域研究」（課題番号一五〇二二二一七）「明代の科挙制度と出版についてに基づいて、データベースも作成されている。未見。

「研究」による研究成果の一部である。